

大阪府後期高齢者医療広域連合公平委員会処務規程

〔平成 19 年 9 月 6 日〕
大阪府後期高齢者医療広域連合公平委員会規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪府後期高齢者医療広域連合公平委員会（以下「委員会」という。）に属する事務を処理するため、必要な事項を定めるものとする。

(委員長の担当事務)

第 2 条 委員長の担当事務は、次のとおりとする。

- (1) 委員会に関すること。
- (2) 委員会の予算の経理に関すること。
- (3) 事務職員の任免、給与及び服務その他勤務条件に関すること。
- (4) 文書の受発及び保管に関すること。
- (5) 公印の管守に関すること。
- (6) その他委員会の庶務に関すること。

(委員長の専決)

第 3 条 委員会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、委員長において専決処分することができる。

(上席の事務職員)

第 4 条 委員長は、事務職員のうちから、上席の事務職員を指名する。

2 上席の事務職員は、委員長の命を受け、事務を掌理し、事務職員を指揮監督する。

3 上席の事務職員に事故があるとき、又は上席の事務職員が欠けたときは、委員長の指名した事務職員がその職務を代理する。

(上席の事務職員の専決事項)

第 5 条 委員長の権限に属する事務のうち、上席の事務職員が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 事務の企画及び調整に関すること。
- (2) 軽易な訓令及び訓達に関すること。
- (3) 重要な通知、照会その他の往復文書に関すること。
- (4) 職員の出張その他服務に関すること。
- (5) 前各号に準ずる事項に関すること。

(代決及び代決後の手続)

第 6 条 委員長の専決できる事項について、委員長が不在のときは、上席の事務職員がこれを代決することができる。

2 前項の規定により代決した事項のうち必要と認められるものについては、事後速やかに閲覧に供するものとする。

(事務職員)

第 7 条 事務職員は、上席の事務職員の命を受け、庶務に従事する。

(公印)

第8条 委員会及び委員長の公印の名称、寸法、書体及びひな型並びに管守者は、別表のとおりとする。

(準用)

第9条 委員会の事務処理については、この規程に定めるもののほか、大阪府後期高齢者医療広域連合事務局の例による。

附 則

この規程は、平成19年9月6日から施行する。

別表（第8条関係）

公印の名称	寸法 (ミリメートル)	書体	ひな型	管守者
大阪府後期高齢者医療広域連合公平委員会之印	方 25	てん書	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 大阪府後期 高齢者医療 広域連合公 平委員会之印 </div>	上席の事務 職員
大阪府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員長之印	方 25	てん書	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 大阪府後期 高齢者医療 広域連合 公平委員会 委員長之印 </div>	上席の事務 職員